

平成 21 年度

浜松市包括外部監査結果報告書

「市税及び国民健康保険料の事務の執行について」

平成 22 年 3 月

浜松市包括外部監査人

第1章 監査の概要

目次

1. 監査の種類
2. 監査対象（選定した特定の事件）
3. 監査対象を選定した理由
4. 主な監査要点
5. 実施した監査手続
6. 監査従事者
7. 監査実施期間
8. 監査人の独立性（利害関係）

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 監査対象（選定した特定の事件）

市税及び国民健康保険料の事務の執行について

3. 監査対象を選定した理由

浜松市の平成21年度一般会計予算2,546億円のうち、市税収入は1,270億円であり、また、特別会計734億円のうち、国民健康保険料収入（合併市町村の国民健康保険税を含む）は225億円である。

これらの収納率の向上は重要な課題であり、浜松市では、累積滞納額の早期削減のため平成19年より「市税滞納削減のためのアクション・プラン」を公表し、滞納額削減にむけて努力しているところである。しかしながら、税源移譲や景気の回復等の理由により収納額が増加した一方、平成19年度末時点で滞納繰越額は約76億円と前年度比約6億円増加している。また、国民健康保険料については、平成19年度末時点の滞納繰越額は前年度末と比較して減少しているものの約52億円となっており、緊急に対応すべき課題となっている。

平成20年度後半からの景気的大幅な後退により、税収は大幅な減少が見込まれるほか、滞納の増加も懸念され、厳しい行政運営が予想されることから、市税及び国民健康保険料の賦課決定及び収納事務を本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

4. 主な監査要点

市民税（個人及び法人）、固定資産税及び国民健康保険料の下記につき、適法性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から監査を実施する。

- (1) 賦課決定
- (2) 収納事務（収納、督促、減免、徴収猶予及び不納欠損処分等）
- (3) 納税課、各区税務課及び債権回収対策課との事務分掌
- (4) 静岡地方税滞納整理機構の活用状況
- (5) その他監査の過程で発見された事項

5. 実施した監査手続

監査要点に記載した事項を調査するため、関係部署のヒアリングを行い、必要に応じて、地方税法、国民健康保険法、浜松市税条例、浜松市健康保険条例、浜松市債権管理条例並びにこれらの施行規則及び要綱、その他関係書類等を閲覧し、内容の分析検討や諸資料との照合を行った。

監査結果は、合規性、事務の効率性等の観点から是正が必要と思われるものについては【指摘】、将来的には是正が必要と思われるものについては【意見】を記載している。

6. 監査従事者

(1) 包括外部監査人	公認会計士	田中 範雄
(2) 補助者	公認会計士	松島 達也
	公認会計士	佐藤 雅秀
	公認会計士	鈴木 啓市
	公認会計士	柴山 和俊
	税理士	名倉 和実
	税理士	牛田 策啓
	社会保険労務士	平田 晴久

7. 監査実施期間

平成21年6月8日から平成22年3月1日まで

8. 監査人の独立性（利害関係）

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に定める利害関係はない。